

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

第51回重税反対全国統一行動吹田集会

3月13日に吹田民商会館において重税反対全国統一行動吹田集会を開催しました。今年で51回目になる集会ですが、今回は新型コロナウイルスの感染防止により会場を予定していた勤労者会館が使用できなくなったため、急遽会場を変更し実行委員団体の代表による集会となりました。集会は吹田民商、吹田生活と健康を守る会、新日本婦人の会吹田支部、吹田労働組合総連合、消費税をなくす千一・片山・山手の会の5団体9名



で開催しました。民商会長代行の岡崎さんから主催者を代表して挨拶を行い、来客数の激減や仕入の停滞で仕事にならないなど民商会員からの声を取り上げたくらうえで、消費税引下げとコロナによるくらしと経営の危機打開に向けて運動する決意を述べました。その後、集会の中央実行委員会や政党からのメッセージを紹介し、集会宣言案と岡山・倉敷民商弾圧事件の支援を決定する決議を読み上げて拍手で採択を行いました。また会場を予定していた勤労者会館前には多くの会員が集まり、採択された集会宣言やメッセージを配布しました。会場前で預かった約300名分の申告書は副会長と事務局で吹田税務署まで届けました。

消費税減税こそ最も強力な景気対策

内閣府は3月9日に昨年10月から12月のGDPについてさらに下方修正し年率換算で7.1%の下落と発表しました。安倍首相は新型コロナウイルスの影響と責任転嫁していましたが、消費税増税が原因であることは明らかです。キャッシュレス決済によるポイント還元やプレミアム付き商品券など約2兆円の景気対策を行いました。ところが景気後退を避けることができませんでした。そこに新型コロナウイルスによる不況が追い打ちをかける形になりました。国会では日本共産党やれいわ新選会が早くから消費税減税を求めてきましたがこの事態を受けて国民民主党や一部自民党内からも減税を求める提言が出されています。今こそ最も強力な景気対策として消費税減税がふさわしいのではないのでしょうか。民商は導入前から一貫して消費税の反対運動を続けてきましたが、減税の可能性が高まっています。まずはこの新型コロナウイルスの問題が早急に収束することを願いますが、署名活動で消費税減税を求める世論を大きくしていきたいでしょう。

▼事務所の電話対応について

事務局は毎朝9時から10時ごろまで打合せを行っています。留守番電話で応対しています。ご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

新型コロナウイルスを制度活用で乗り切ろう！

実質無利子の融資制度ができました

日本政策金融公庫で「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が創設されました。実質「無利子」での貸付として3年間はいったん支払った利息分を別機関から利子補給として受けるができます。(利子補給の詳細は未定です)最近1ヶ月分の売上が前年または全前年の同期比で5%以上減少していることが要件です。2月までは売上が減っていない場合でも、日別で(例えば2月16日〜3月15日)の売上と比較することもできます。その他詳しくはご相談ください。申し込みを希望される方は、確定申告済の2年分と直近(2月)までの記帳・集計が必要ですのでご準備ください。

条件変更による返済猶予も

経済産業省と金融庁から金融機関に対して事業者への積極的な支援として、経営相談・資金供給・条件変更を実施するよう要請が行われています。経営悪化で返済ができない場合はできるだけ早く金融機関に相談してください。不安がある場合は民商にご相談ください。

雇用保険・雇用調整助成金の特例措置が拡充

売上や生産量の減少で従業員を休業させ休業手当を支払う場合には雇用保険から助成金を受けることができます。助成率は休業手当の3分の2(限度額8330円)、年100日までとされています。またこれまで特例による遡及適用(1月24日以降分の休業)は業種が限定されていましたが大幅に緩和され、業種を問わず最近1ヶ月の売上高・生産量が前年同期と比べて10%減少していることが要件となりました。

税金・社会保険料の支払いで困った場合

新型コロナウイルスに関連し3月9日付で国税庁が納税緩和制度の対応について、指示文書を各国税局あてに通知されています。納税者の「状況や心情に十分配慮」して柔軟に対応するよう求めています。適用要件が実質的に緩和されることから、税金・社会保険料の支払いで困った場合は、諦めずに相談に行きましょう。

小規模事業者持続化補助金の申請受付が始まっています。

補助上限額・50万円(補助率2/3)

小規模事業者(従業員数20名以下、宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下、医師・農業者は対象外)に対して販路開拓の取り組みなどの経費の一部が補助されます。HP作成や宣伝広告費、店舗の改装費用などに活用できます。補助金なので返済はありません。申請には費用を掛ける目的について事業計画書の作成が必要です。

- 第1回受付 3月13日(金)〜31日(火) 当日消印有効
- 第2回 6月5日(金)・第3回10月2日(金) 第4回2月5日(金) 第5回以降は未定